



福島医発第0800号（地）

平成27年6月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

（公 印 省 略）

中東呼吸器症候群（MER S）の国内発生時の対応について

「韓国における中東呼吸器症候群（MER S）への対応について」は、平成27年6月5日付（福島医発第0734号（地））、「韓国における中東呼吸器症候群（MER S）への対応に関する具体的な運用について」は、平成27年6月6日付（福島医発第0745号（地））をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、韓国において、死亡例を含む感染者数が拡大していることを踏まえ、国内でMER Sへの感染が疑われる患者が発生した場合に、患者への医療提供や二次感染が疑われる者に対する積極的疫学調査等の対応が迅速に行えるよう、下記事項について、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛別添の通知が発出された旨、別添のとおり日本医師会より情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

また、「中東呼吸器症候群（MER S）に関するQ&A」が厚生労働省ホームページにおいて、更新されておりますのでご参照願います。

記

1. MERS患者からの二次感染が疑われる者への対応について

地方衛生研究所のPCR検査結果で陽性が出た場合、速やかにMERS患者からの二次感染が疑われる者に対する積極的疫学調査を開始することとなるが、当該調査の具体的な実施に当たっては、別添の国立感染症研究所「中東呼吸器症候群（MERS）に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」（平成27年6月10日改訂）を参照の上、次の（1）及び（2）のとおり、当該患者との接触状況等に応じて、入院措置、健康観察又は外出自粛要請等の対応を行うこと。なお、

(1) 及び(2)の区分について、別紙1のとおり図示しているため、適宜参照すること。

また、積極的疫学調査を開始する都道府県等の要請に応じて、国立感染症研究所から疫学の専門家を派遣すること。

(1) 疑似症の要件に該当する者

平成27年6月4日通知中「MERS疑似症患者の定義」のいずれかに該当する者については、感染症指定医療機関への入院措置

(2) 疑似症の要件に該当しない者

ア 濃厚接触者

MERS患者と同一住所に居住する者又は必要な感染予防策(※)を講じずに、当該患者の診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から14日間の健康観察及び外出自粛要請

イ その他接触者

MERS患者と同じ病棟に滞在する等の接触があった者のうち上記アに該当しない者又は必要な感染予防策を講じた上で当該患者の診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から14日間の健康観察(※)手袋、サージカルマスク(又はN95マスク)、眼の防護具、ガウンの装着等

2. MERS患者への医療提供体制について

MERS患者を入院させる医療機関については、当該患者の長距離移動による患者の負担及び感染拡大リスクを軽減するため、原則として、当該患者が発生した都道府県内において入院医療体制が完結するよう、あらかじめ、患者の発生を想定して、地域ごとに入院医療機関を確保すること。

なお、MERSについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項で規定する二類感染症であるため、特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関への入院が可能であるが、二次感染のリスクを最小限に抑えるため、原則として、陰圧制御の可能な病室に入院させること。

また、患者の治療に当たる医療機関の要請に応じて、国立国際医療研究センターから専門家を派遣すること。

3. 対応フローの一部変更について

国内でMERSへの感染が疑われる患者が発生した場合の対応については、平成

27年6月4日通知の別添1「中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー」に基づいて行うこととしているが、当面の間、次のア及びイについて当該対応フローを一部変更すること。なお、改正後の対応フローは、別紙2のとおりであること。

ア MERS感染が疑われる患者が発生した場合、積極的疫学調査等を迅速に行い、二次感染のリスクを最小限に抑えるため、地方衛生研究所によるPCR検査と並行して、国立感染症研究所によるPCR検査を行い、早期に検査結果を確定させること。

イ 積極的疫学調査を効率的に行うため、地方衛生研究所のPCR検査結果で陽性が出た時点で、次に掲げる事項について、厚生労働省及び都道府県等の双方が公表すること。

（公表項目）

- ・ 地方衛生研究所の検査結果
- ・ 患者の情報（年代、性別、滞在国、症状、接触歴、入国日、居住都道府県名）
- ・ 積極的疫学調査の開始

参考資料

別紙1：国内でMERS患者に接触した者への対応について

別紙2：中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー（当面）

別 添：国立感染症研究所「中東呼吸器症候群（MERS）に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」（平成27年6月10日改訂）

（参考ホームページ）

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html#niid>

平成27年6月11日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について

「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について」は、平成27年6月4日付（地Ⅲ48F）、「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応に関する具体的な運用について」は、平成27年6月5日付（地Ⅲ50F）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、韓国において、死亡例を含む感染者数が拡大していることを踏まえ、国内でMERSへの感染が疑われる患者が発生した場合に、患者への医療提供や二次感染が疑われる者に対する積極的疫学調査等の対応が迅速に行えるよう、下記事項について、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛別添の通知がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

また、「中東呼吸器症候群（MERS）に関するQ&A」が厚生労働省ホームページにおいて、更新されておりますのでご確認のほど併せてお願いいたします。

記

1. MERS患者からの二次感染が疑われる者への対応について

地方衛生研究所のPCR検査結果で陽性が出た場合、速やかにMERS患者からの二次感染が疑われる者に対する積極的疫学調査を開始することとなるが、当該調査の具体的な実施に当たっては、別添の国立感染症研究所「中東呼吸器症候群（MERS）に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」（平成27年6月10日改訂）を参照の上、次の（1）及び（2）のとおり、当該患者との接触状況等に応じて、入院措置、健康観察又は外出自粛要請等の対応を行うこと。なお、（1）及び（2）の区分について、別紙1のとおり図示しているため、適宜参照すること。

また、積極的疫学調査を開始する都道府県等の要請に応じて、国立感染症研究所から疫学の専門家を派遣すること。

（1）疑似症の要件に該当する者

平成27年6月4日通知中「MERS疑似症患者の定義」のいずれかに該当する者については、感染症指定医療機関への入院措置

（2）疑似症の要件に該当しない者

ア 濃厚接触者

MERS患者と同一住所に居住する者又は必要な感染予防策（※）を講じずに、当該患者の

診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から14日間の健康観察及び外出自粛要請

イ その他接触者

MERS患者と同じ病棟に滞在する等の接触があった者のうち上記アに該当しない者又は必要な感染予防策を講じた上で当該患者の診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から14日間の健康観察

(※) 手袋、サージカルマスク（又はN95マスク）、眼の防護具、ガウンの装着等

2. MERS患者への医療提供体制について

MERS患者を入院させる医療機関については、当該患者の長距離移動による患者の負担及び感染拡大リスクを軽減するため、原則として、当該患者が発生した都道府県内において入院医療体制が完結するよう、あらかじめ、患者の発生を想定して、地域ごとに入院医療機関を確保すること。

なお、MERSについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項で規定する二類感染症であるため、特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関への入院が可能であるが、二次感染のリスクを最小限に抑えるため、原則として、陰圧制御の可能な病室に入院させること。

また、患者の治療に当たる医療機関の要請に応じて、国立国際医療研究センターから専門家を派遣すること。

3. 対応フローの一部変更について

国内でMERSへの感染が疑われる患者が発生した場合の対応については、平成27年6月4日通知の別添1「中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー」に基づいて行うこととしているが、当面の間、次のア及びイについて当該対応フローを一部変更すること。なお、改正後の対応フローは、別紙2のとおりであること。

ア MERS感染が疑われる患者が発生した場合、積極的疫学調査等を迅速に行い、二次感染のリスクを最小限に抑えるため、地方衛生研究所によるPCR検査と並行して、国立感染症研究所によるPCR検査を行い、早期に検査結果を確定させること。

イ 積極的疫学調査を効率的に行うため、地方衛生研究所のPCR検査結果で陽性が出た時点で、次に掲げる事項について、厚生労働省及び都道府県等の双方が公表すること。

(公表項目)

- ・ 地方衛生研究所の検査結果
- ・ 患者の情報（年代、性別、滞在国、症状、接触歴、入国日、居住都道府県名）
- ・ 積極的疫学調査の開始

参考資料

別紙1：国内でMERS患者に接触した者への対応について

別紙2：中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー（当面）

別 添：国立感染症研究所「中東呼吸器症候群（MERS）に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」（平成27年6月10日改訂）

(参考ホームページ)

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html#niid>

健 感 発 0610 第 1 号
平 成 27 年 6 月 10 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

中東呼吸器症候群(MERS)の国内発生時の対応について

韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生を受け、その対応につきましては、「韓国における中東呼吸器症候群(MERS)への対応について」(平成27年6月4日健感発0604第1号)(以下「平成27年6月4日通知」という。)により、MERSに罹患した疑いのある患者を診察した場合の対応及び情報提供についてお願いしているところです。

韓国において、死亡例を含む感染者数が拡大していることを踏まえ、国内でMERSへの感染が疑われる患者が発生した場合に、患者への医療提供や二次感染が疑われる者に対する積極的疫学調査等の対応が迅速に行えるよう、下記事項について、関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いします。

記

1 MERS 患者からの二次感染が疑われる者への対応について

地方衛生研究所のPCR検査結果で陽性が出た場合、速やかにMERS患者からの二次感染が疑われる者に対する積極的疫学調査を開始することとなるが、当該調査の具体的な実施に当たっては、別添の国立感染症研究所「中東呼吸器症候群(MERS)に対する積極的疫学調査実施要領(暫定版)」(平成27年6月10日改訂)を参照の上、次の(1)及び(2)のとおり、当該患者との接触状況等に応じて、入院措置、健康観察又は外出自粛要請等の対応を行うこと。なお、(1)及び(2)の区分について、別紙1のとおり図示しているため、適宜参照すること。

また、積極的疫学調査を開始する都道府県等の要請に応じて、国立感染症研究所から疫学の専門家を派遣すること。

(1) 疑似症の要件に該当する者

平成27年6月4日通知中「MERS 疑似症患者の定義」のいずれかに該当する者については、感染症指定医療機関への入院措置

(2) 疑似症の要件に該当しない者

ア 濃厚接触者

MERS 患者と同一住所に居住する者又は必要な感染予防策(※)を講じずに、当該患者の診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から 14 日間の健康観察及び外出自粛要請

イ その他接触者

MERS 患者と同じ病棟に滞在する等の接触があった者のうち上記アに該当しない者又は必要な感染予防策を講じた上で当該患者の診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から 14 日間の健康観察

(※) 手袋、サージカルマスク(又は N95 マスク)、眼の防護具、ガウンの装着等

2 MERS 患者への医療提供体制について

MERS 患者を入院させる医療機関については、当該患者の長距離移動による患者の負担及び感染拡大リスクを軽減するため、原則として、当該患者が発生した都道府県内において入院医療体制が完結するよう、あらかじめ、患者の発生を想定して、地域ごとに入院医療機関を確保すること。

なお、MERS については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 3 項で規定する二類感染症であるため、特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関への入院が可能であるが、二次感染のリスクを最小限に抑えるため、原則として、陰圧制御の可能な病室に入院させること。

また、患者の治療に当たる医療機関の要請に応じて、国立国際医療研究センターから専門家を派遣すること。

3 対応フローの一部変更について

国内で MERS への感染が疑われる患者が発生した場合の対応については、平成 27 年 6 月 4 日通知の別添 1「中東呼吸器症候群(MERS) 疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー」に基づいて行うこととしているが、当面の間、次のア及びイについて当該対応フローを一部変更すること。なお、改正後の対応フローは、別紙 2 のとおりであること。

ア MERS 感染が疑われる患者が発生した場合、積極的疫学調査等を迅速に行い、二次感染のリスクを最小限に抑えるため、地方衛生研究所による PCR 検査と並行して、国立感染症研究所による PCR 検査を行い、早期に検査結果を確定させること。

イ 積極的疫学調査を効率的に行うため、地方衛生研究所の PCR 検査結果で陽性が出た時点で、次に掲げる事項について、厚生労働省及び都道府県等の双方が公表すること。
(公表項目)

- ・ 地方衛生研究所の検査結果
- ・ 患者の情報(年代、性別、滞在国、症状、接触歴、入国日、居住都道府県名)
- ・ 積極的疫学調査の開始

参考資料

別紙1:国内で MERS 患者に接触した者への対応について

別紙2:中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー
(当面)

別添:国立感染症研究所「中東呼吸器症候群(MERS)に対する積極的疫学調査実施要領(暫定
版)」(平成 27 年 6 月 10 日改訂)

(参考ホームページ)

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html#niid>

以上

国内でMERS患者に接触した者への対応について

別紙 1

接触状況	考えられる対象者	対応	
1. MERS患者に接触した者等で「疑似症」の要件に該当する者：			
「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について」（平成 27 年 6 月 4 日健感 0604 第 1 号）における「MERS 疑似症患者の定義」のいずれかに該当する者		入院措置	
2. MERS患者に発病日以降に接触した者等で「疑似症」の要件に該当しない者：			
濃厚接触者	i. 世帯内接触者： 症例と同一住所に居住する者 ii. 医療関係者等： 個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策（※1）なしで、症例の診察、処置、搬送等に直接係わった医療関係者や搬送担当者 iii. 汚染物質の接触者： 症例由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。 iv. その他： 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、症例と接触があった者等。	健康観察（※2）及び外出自粛要請（※3）	必要に応じ、健康診断の受診勧告（※4）
その他接触者（※5）	i. 症例が発病した日以降に症例と同じ病棟に滞在する等空間を共有する接触があったもののうち、濃厚接触者の定義に該当しないもの ii. 必要な感染予防策をした上で確定例や確定例由来の検体と接触した医療関係者や搬送担当者等	健康観察（※2）	

（※1）必要な感染予防策：手指衛生を行う、手袋、サージカルマスク（又は N95 マスク）、眼の防護具（フェイスシールドやゴーグル）、ガウンを装着することが望ましいが、2メートル以内に近づかない、侵襲的な処置をしない等のリスクが少ない状況では、眼の防護具やガウンは必須ではない。

（※2）毎日2回、体温、症状の有無等を都道府県等に報告。

（※3）接触状況、接触者の生活状況（MERS のハイリスク者との接点があるかどうか）等を勘案し、全く自宅から外出しない、公共交通機関を利用しない、不特定多数が利用する場所へ出入りしない、勤務先に出社等しない、学校に登校しない、診療に従事しない、等のうち適切な措置を要請。

（※4）発熱を伴わない急性呼吸器症状を呈する場合等に、健康診断を実施し、「疑似症」に該当するか否かを早期に判断。

（※5）確定例が発病後、公共交通機関等、不特定多数の者が利用する施設の利用があった場合は、その症状や、状況等を検討した上で、メディア等を使った接触者探知を行う必要があるかどうかを検討する。

中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー【当面】（別紙2）

平成27年6月10日現在

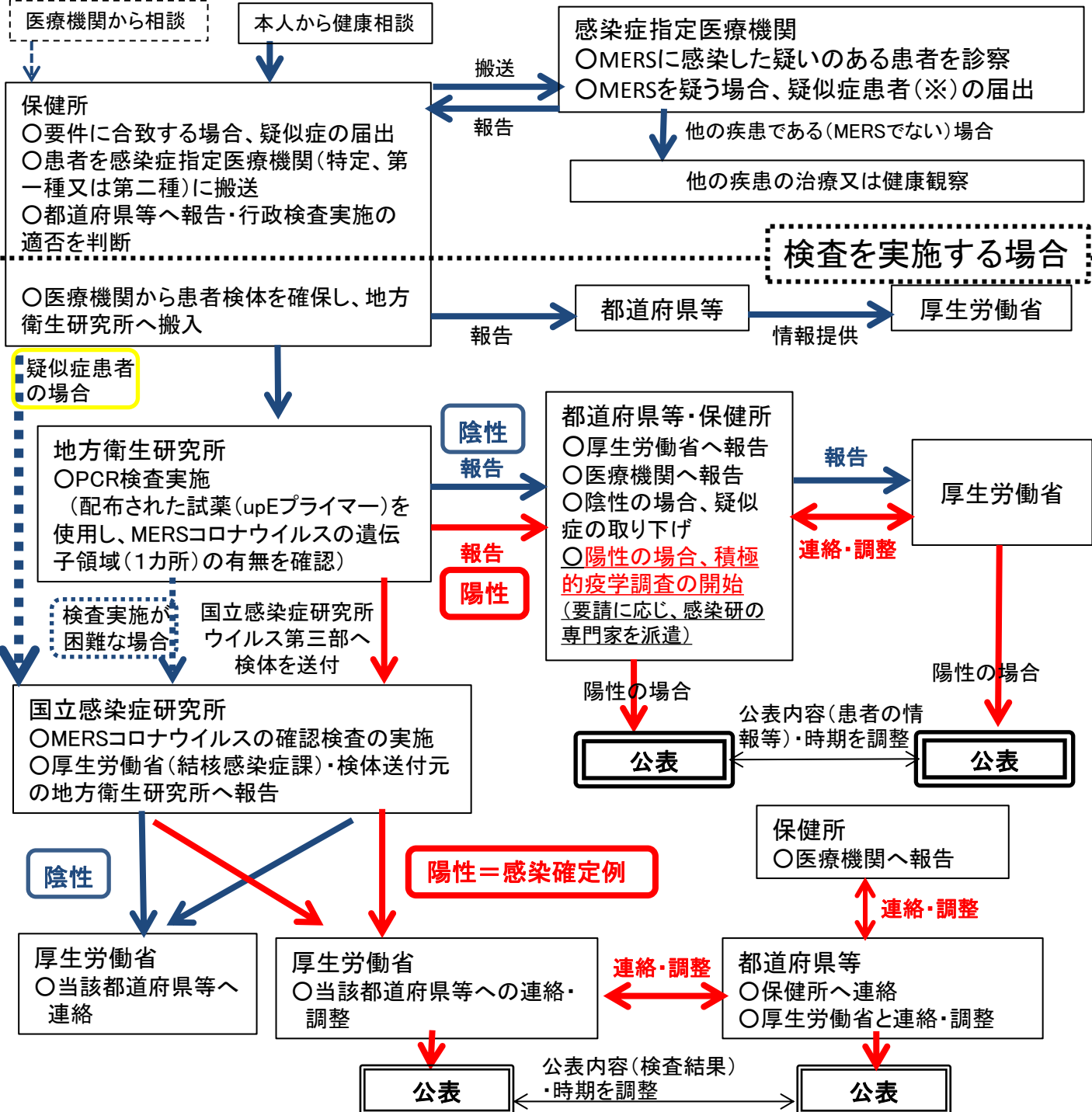
※ MERS疑似症患者の定義:

以下のア、イ又はウに該当し、かつ、**他の感染症又は病因**によることが明らかでない患者

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの
【※ 対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国】

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、**対象地域か否かを問わず**、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたものの



中東呼吸器症候群(MERS)に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）

国立感染症研究所

平成 27 年 6 月 10 日改訂

2012 年 9 月以降、中東地域に居住または渡航歴のある者を中心に中東呼吸器症候群(MERS)の患者が断続的に報告されており、医療施設や家族内等において限定的なヒト－ヒト感染が確認されていることから、接触者調査を実施し、適切な対策を実施することで感染拡大を防止することが重要である。また、高齢者や基礎疾患のある者に感染した場合、重症化する恐れもあることから、患者に対する適切な医療の提供も重要である。なお、中東においては一部の患者の感染原因としてラクダへの曝露が示唆されている。また、韓国において、中東への渡航歴のある MERS の確定例を発端とし、その接触者において死亡例を含む多数の患者が発生していることを踏まえ、平成 27 年 6 月 4 日に「情報提供を求める患者の要件」が変更されたところである。

本稿は、国内で探知された中東呼吸器症候群(MERS)の疑似症患者及び患者（確定例）（以下「症例」という。）等に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条による積極的疫学調査を迅速に実施するため、平成 26 年 7 月 30 日版に暫定版として作成した中東呼吸器症候群(MERS)に対する積極的疫学調査実施要領を韓国事例の発生をうけて更新したものである。なお、疫学状況の変化に伴い適宜見直しを行うこととする。

調査票ダウンロード (Excel file)

国立感染症研究所ホームページ:<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers.html>

(調査対象)

○積極的疫学調査の対象となるのは、以下に定義する「疑似症患者」、「患者（確定例）」、「濃厚接触者」および「その他の接触者」である。

・積極的疫学調査の対象となる「疑似症患者」とは、平成 27 年 6 月 4 日付健感発 0604 第 1 号に示す「情報提供を求める患者の要件」に合致しかつ地方衛生研究所で実施された PCR 検査により MERS コロナウイルス遺伝子陽性であったものを指す。

・「患者（確定例）」とは、地方衛生研究所以外に国立感染症研究所において実施される追加検査によって MERS コロナウイルス遺伝子陽性であったものを指す。

・「濃厚接触者」とは、症例が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するものである。

- i. 世帯内接触者： 症例と同一住所に居住する者
- ii. 医療関係者等： 個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、症例の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者

iii. 汚染物質の接触者： 症例由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。

iv. その他： 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、症例と接触があった者等。

・「その他の接触者」とは症例が発病した日以降に症例と同じ病棟に滞在する等空間を共有する接触があったもののうち、濃厚接触者の定義に該当しないものや、必要な感染予防策をした上で確定例や確定例由来の検体と接触した医療関係者や搬送担当者等を含む。確定例が発病後、公共交通機関等、不特定多数の者が利用する施設の利用があった場合は、その症状や、状況等を検討した上でメディア等を使った接触者探知を行う必要があるかどうかを検討する。

（調査内容）

○積極的疫学調査の対象となる「疑似症患者」および患者（確定例）について、基本情報・臨床情報・推定感染源・接触者等必要な情報を収集する。（添付 1,2-1,2-2,2-3）

○濃厚接触者については、最終曝露から 14 日間、一日 2 回健康観察を実施するとともに、**MERS** のハイリスク者（例：高齢者、基礎疾患のあるもの）との接触を避けるように要請する。また、健康観察を十分に行うために長距離の移動等は控えるように要請する。（添付 3）

○その他の接触者については、以下に示すような症状が出てきた場合に、保健所に連絡をするようにする。

○濃厚接触者およびその他の接触者については、健康観察中に 37.5℃以上の発熱、または急性呼吸器症状（上気道または下気道症状）がある者（検査対象者と呼称する）については、検査を実施し、その結果に応じて必要な調査と対応を行う。

（調査時の感染予防策）

○積極的疫学調査の対応人員が症例及び検査対象者に対面調査を行う際は、手袋、サージカルマスクの着用と適切な手洗いを行うことが必要と考えられるが、現時点では、疫学的な知見に乏しい新興の呼吸器感染症への対応として、ゴーグル、ガウンを追加し、必要に応じてサージカルマスクではなく **N95** マスクを着用する。（**PPE**（感染防護服）着脱に関するトレーニングを定期的もしくは事前に積んでおくことが重要である。）

（濃厚接触者およびその他接触者への対応）

○濃厚接触者やその他接触者の家族や周囲の者（同僚等）に対しては、特段の対応は不要である。

○濃厚接触者およびその他接触者については、手洗いと咳エチケットを徹底するように指導する。

○検査対象者については、検査結果が判明するまでの間、感染伝播に十分に配慮する必要があり、本人の同意を得た上で、医療施設における個室対応などの対応も選択肢となりう

る。

(とりまとめ)

○濃厚接触者の健康情報については、複数の保健所が関与する場合、初発症例の届出受理保健所又は濃厚接触者の多くが居住する地域を所管する保健所が適宜とりまとめる。